



「お試し」のはずが・・・巧妙化する定期購入トラブルに要注意！

相談事例 1

スマホの広告を見て、美容液が「お試し980円」と書いてあったので注文した。商品が届き、請求書兼明細書を確認したところ、定期購入だと分かった。解約のため、事業者は何度も電話をするが、つながらない。

相談事例 2

ネットで、ダイエットサプリが「1回限り500円」で販売されていたので、試してみようと思って注文した。後日、3か月分の商品が届いた。事業者が勝手に商品を送ってきたので、支払う必要はないと思い放置していたら、法律事務所から請求書が届いた。

アドバイス

- 👉 「お試し」「定期縛りなし」「1回限り」という記載があっても、定期購入の可能性があるので、契約時には注意が必要です。
- 👉 広告の内容だけで判断するのではなく、注文する際に、必ず、「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、総額はいくらになるのか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や解約の条件・方法などを確認しましょう。
- 👉 注文する前に、「最終確認画面」や「購入のきっかけになったネットの広告」全てを、スクリーンショットで必ず保存しましょう。

海外事業者とのサブスク契約！？安易にサイトやアプリに登録しないで

相談事例

先月、ネットで探した履歴書の作成ができるサイトに登録し履歴書を作成した。登録料190円はクレジットカード情報を入力し決済した。その後、全く利用していなかったのに、カードから7,100円が2回にわたって引き落とされていることが分かり、サブスク契約をしたことに気づいた。サブスク契約を解約したいが、利用したサイトは海外の事業者で、英文のため内容を理解できず、連絡先も不明。カード会社にも相談しているが、今後どうすべきか。

※サブスクリプション（サブスク）：定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのこと

アドバイス

- ◆ SNSの広告から占いやフィットネスなどのサイトやアプリに登録したところ、意図せずサブスク契約となっていた、と言う相談が寄せられています。
- ◆ 安易に登録せず、無料トライアルの条件やサブスクに関する記載がないかを確認しましょう。
- ◆ サイトやアプリが日本語表示でも、海外事業者が運営しているケースもあります。
その場合、問い合わせ先や解約手続きが英語であったり、解約の方法自体が分かりにくかったりすることもあり、注意が必要です。
- ◆ サブスク契約は、アプリのアイコンを削除したり、アンインストールしたりするだけで解約とはなりません。事業者の定めた方法で解約手続きをする必要があります。
- ◆ 海外事業者とのトラブルは、国民生活センター越境消費者センターでも相談を受け付けています。

(<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>)

※国民生活センター越境消費者センターは、新システムへの移行のため、令和8年9月13日(日)まで相談受付を一時停止しています。停止期間中は、居住地の消費生活センターなどに相談してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日も電話相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日除く)	筑紫野市	092-923-1741
大牟田市	0944-41-2623	大野城市	092-580-1968
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

📞 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。